

保護者の方へ

奥多摩町教育委員会
奥多摩町立古里小学校

インフルエンザによる再登校について

学校保健安全法施行規則により「学校において予防すべき感染症」には、出席停止の期間が定められています。この期間は、学校内での感染拡大を防ぐため、り患した児童・生徒は登校することができません。(但し、出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。)

インフルエンザの場合、再登校させる際には、以下の「インフルエンザによる再登校届」を保護者が記入し、担任へご提出ください。なお、医師による治癒証明書は不要となります。(但し、インフルエンザ以外の感染症は、登校許可証の提出が必要です。)

※ インフルエンザ出席停止基準は、発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまでとなりますが、具体例は裏面をご覧ください。

※再登校届は医師の診断を基に、保護者の方がご記入ください。解熱後の再受診は不要です。

インフルエンザによる再登校届

奥多摩町立古里小学校長 殿

年 氏名

保護者氏名

上記の疾患について、____月____日に医師の診断を受けました。


このため、____月____日から____月____日まで登校を停止していましたが、本日より、登校させますのでご連絡いたします。

受診した医療機関名：

医療機関の電話番号：

平成____年____月____日

「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表

		発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症した後5日を経過した後			
 Aくん	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
 Bくん	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
 Cさん	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
 Dさん	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
 Eくん	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間の基準が「解熱後2日を経過するまで」から「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」と変わりました。

発症した日からかぞえると、6日間の出席停止が必要ということになります。その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されていきます。

出席停止の間中は、家庭で安静に過ごしましょう。